

【6月3日更新】新型コロナウイルス関連情報（第46報）

●本日、MD州知事は、ステージ2に関する発表を行ないました。

1. 本日（6月2日）17時現在の当地における感染者数は以下のとおりです。

（1）ワシントンDC：9,016名（死亡473名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.dc.gov/page/coronavirus-data>

（2）メリーランド州：54,982名（死亡2,519名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.maryland.gov/>

（3）バージニア州：46,905名（死亡1,428名）

◎地域別感染者数はこちら

<http://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/>

◎DMVにおける感染者数の推移

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html#4

2. 各州政府の措置等

（1）メリーランド州

本日、ホーガン州知事は、ステージ2への移行に関する発表を行ないました。主な内容は以下のとおりです。

・6月5日（金）午後5時、メリーランド州は、非基幹的ビジネスの閉鎖命令を解除し、ステージ2へ移行する。

・ステージ1移行と同様に、ステージ2の実施は柔軟かつ地域の状況に基づくアプローチであり、移行のタイミングは地方政府の判断に委ねるものである。

（注）ステージ2への移行時期や再開されるビジネスや活動の詳細については、お住いの地域を管轄する地方政府（郡、独立市）の発表を確認する必要があります。

・ステージ2において再開されるビジネス

製造、建設、大小の小売店、専門業者、卸売業者、倉庫、IT企業、法律事務所、経理、銀行、金融機関、保険代理店、デザインスタジオ、広告、建築会社、メディア制作会社、不動産、旅行代理店、自動車ディーラーのショールーム、銀行の支店等

・ステージ2は、公衆衛生と安全に関する次のガイダンス履行のもと実施される。また、可能な者は、テレワークを継続することが求められる。

- 対面でやり取りする際のフェイスカバー着用
- 労働者、その他の要員に対する検温の実施
- 勤務時間調整による、従業員間の接近の抑制
- 労働時間の分割、シフト制または短縮の実施
- 時差出勤、時差休憩、時差勤務の導入

・追加的に再開されるパーソナルサービス

ネイルサロン、日焼けサロン、マッサージ・タトゥーパーラーなどのパーソナルサービスは、ガイドライン履行のもと、予約のみ、最大収容数の50%以下で営業が可能。

・州政府等の再開

6月8日（月）から州政府は徐々に通常の業務体制に戻る。車両管理局(MVA)など、訪問者と対面のやりとりがある部局は、予約制のみで対応するなど、慎重に再開を行う。公共交通機関も徐々に通常のスケジュールに戻る。より多くの州民が職場に戻るため、州の教育局は、チャイルドケア再開の計画を引き続き実行する。

◎詳しくはこちら（プレリリース）

<https://governor.maryland.gov/2020/06/03/governor-hogan-announces-beginning-of-stage-two-of-marylands-covid-19-recovery-safe-and-gradual-reopening-of-workplaces-and-businesses/>

◎ビジネス再開ガイドライン

<https://commerce.maryland.gov/Documents/BusinessResource/General-Business-COVID-19-Best-Practices.pdf>

◎パーソナルサービス再開ガイドライン

<https://commerce.maryland.gov/Documents/BusinessResource/Personal-Services-COVID-19-Best-Practices.pdf>

◎ステージ2に関する州知事令

<https://governor.maryland.gov/wp-content/uploads/2020/06/Gatherings-EIGHTH-AMENDED-6.3.20.pdf>

◎各郡・独立市の再開状況マップ

<https://governor.maryland.gov/recovery/>

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（注）上記のほかにも、連邦・州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

3. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しています。情報収集の一助としてご活用ください。

◎当館 HP（新型コロナウイルス関連情報）

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

4. 当館では、3月18日以降、当館領事班の人員体制を縮小しています。お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。

◎当館領事窓口をご利用予定の皆様へ（お願い）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement//20200427importantmessagecoronavirus.pdf>

5. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館（領事班）まで御一報願います。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html